

【新旧対照表】JCB 会員規約（法人債務・カード使用者立替用）の主な改定箇所

改定前	改定後
第2条 支払責任および管理責任者	第2条 支払責任および管理責任者
3. 法人等または法人会員は、会員の本規約に基づく入会申込手続き、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続きその他の手続きに関し、会員と両社との間の連絡調整を行う担当者（以下「管理責任者」という。）を選定し、両社に届け出るものとします。	<u>3. 会員またはカード利用に関する諸手続きおよび会員と両社との間の通知、連絡または調整等を行う法人会員の役職員を管理責任者といいます。管理責任者は、法人会員から次項に定める権限を付与されるものとします。法人等または法人会員は、管理責任者を選任し、両社所定の方法により、管理責任者に関する両社所定の事項を両社に届け出るものとします。</u>
4. 法人会員、またはカード使用者として入会を申し込む方は、管理責任者を通じて入会申込手続きを行うものとします。法人会員は、管理責任者をして、両社所定の入会申込書に、当社の指示に基づき、署名または管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。また、会員は、諸届出、退会手続き等、両社に対する諸手続きを、管理責任者が会員に代わって行う場合があることを予め承諾します。法人会員は本項に定める管理責任者の行う手続きについて一切の責任を負うものとします。	<u>4. 管理責任者は、以下の(1)から(5)の権限（管理責任者が「JCB 法人カードステーション」（第5条の2 第4項に定めるものをいう。以下同じ。）を使用する方法によるものを含む。また、JCB 法人カードステーション上でこれらの権限を行使する管理責任者の代理人を選任する権限を含む。）および当該権限を適切に行使する責務を負うものとし、法人会員およびカード使用者は管理責任者が当該権限を有することを予め認めるものとします。法人会員は管理責任者の行為について一切の責任を負うものとします。</u>
	<u>(1) カード使用者の追加にかかる入会申込手続き（カード使用者のためにカードおよびカード情報を受領することを含む。）および会員の諸変更、会員と両社間の契約関係に関する諸手続きまたは退会に関する手続を入会申込者または会員に代わって、両社所定の方法により行う権限</u>
	<u>(2) 当社または JCB から法人会員に対する通知を受領する権限、法人会員から当社または JCB に対する通知を発信する権限、ならびに法人会員、当社および JCB 間の連絡または調整等を行う権限</u>
	<u>(3) JCB 法人カードステーションの利用申請を行う権限および当該サービスを利用する権限</u>

【新旧対照表】JCB 会員規約（法人債務・カード使用者立替用）の主な改定箇所

改定前	改定後
	<u>(4) 利用可能枠の増枠申請権限、本規約に付随する特約等に基づき発行される各種カードまたはカード情報等（それを利用してオンラインショッピング等を行うことができるものをいう。）の新規または追加の発行申請、それらの受領および利用に関する権限等のカード等利用に関する権限</u>
	<u>(5) カード利用に関する明細（第 28 条に定めるものをいう。）、会員の利用可能枠、または会員もしくは会員によるカード利用に関するその他の情報を閲覧・確認する権限</u>
5. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。	5. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。 <u>法人会員はこの申し出以前に、管理責任者が前項に定める権限を失ったことを、両社に対して主張することはできません。</u>
第 5 条の 2 (WEB サービス等)	第 5 条の 2 (WEB サービス等)
3. カード使用者が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。）、カード使用者はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。	3. カード使用者が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を <u>含む</u> 。）、カード使用者はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。
4. 会員は、両社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、MyJCB 等以外の WEB サービス（「JCB 法人カード WEB サービス」「MyJ チェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB 等とその他の WEB サービスとを併せて「WEB サービス等」という。）の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、法人会員とカード使用者では WEB サービス等の利用内容が異なります。法人会員は「JCB 法人カード WEB サービス」に、入会時または入会後遅滞なく、当社が別途定める規定に同意のうえ、登録するための両社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。	4. 会員は、両社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、MyJCB 等以外の WEB サービス（ <u>「JCB 法人カードステーション」</u> 「JCB 法人カード WEB サービス」「MyJ チェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB 等とその他の WEB サービスとを併せて「WEB サービス等」という。）の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、法人会員とカード使用者では WEB サービス等の利用内容が異なります。法人会員は <u>「JCB 法人カードステーション」</u> に、入会時または入会後遅滞なく、当社が別途定める規定に同意のうえ、登録するための両社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。

【新旧対照表】JCB 会員規約（法人債務・カード使用者立替用）の主な改定箇所

改定前	改定後
第13条 会員情報の収集、保有、利用、預託	第13条 会員情報の収集、保有、利用、預託
2. カード使用者は、法人会員がカード使用者管理業務、経費処理業務、第27条第3項に定める債務弁済業務および本規約に基づく業務ならびにこれに付随するその他の業務を円滑に行うために、各業務の遂行に必要な範囲で、カード使用者に係る以下の各号の情報を当社またはJCBが法人会員に通知することに同意します。	2. カード使用者は、法人会員がカード使用者管理業務、経費処理業務、第27条第3項に定める債務弁済業務および本規約に基づく業務ならびにこれに付随するその他の業務を円滑に行うために、各業務の遂行に必要な範囲で、カード使用者に係る以下の各号の情報を当社またはJCBが法人会員に通知することに同意します。
③カード使用者によるカードの利用内容（第28条に定める明細に記載される内容を含みます。）、支払い状況。	③カード使用者によるカードの利用内容（第28条に定める明細に記載される内容を <u>含む</u> 。）、支払い状況。
第22条 ショッピングの利用	第22条 ショッピングの利用
11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。	11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、 <u>電子マネー</u> 、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン、 <u>射幸性のある商品等、その他当社所定の一部の商品・権利の購入および役務の提供</u> については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、 <u>法人会員の信用状況または会員のカード利用状況その他の事情により</u> 、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。 <u>この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。</u>
第27条 約定支払日とお支払い方法	第27条 約定支払日とお支払い方法
2. 每月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、カード使用者は、ショッピング利用代金およびキャッシング1回払いに定められた該当する約定支払日に支払うべき立替金（以下「約定支払額」という。）を、予めカード使用者が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則としてカード使用者名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。また、事務上の都合により支払うものとします。	2. 每月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、カード使用者は、ショッピング利用代金およびキャッシング1回払いに定められた該当する約定支払日に支払うべき立替金（以下「約定支払額」という。）を、予めカード使用者が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則としてカード使用者名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。また、事務上の都合により当該約定支払

【新旧対照表】JCB会員規約（法人債務・カード使用者立替用）の主な改定箇所

改定前	改定後
<p>により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことやカード使用者の当社に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則法人会員の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかつた場合にはお支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、カード使用者が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、カード使用者が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日にカード使用者に当該差額を返金するなどの方法により精算することをカード使用者は承諾するものとします。なお、当社はカード使用者が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社がカード使用者に返金すべき金額を差し引くことができます。</p>	<p>日以降の約定支払日等にお支払いいただくことやカード使用者の当社に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則法人会員の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかつた場合または事務上の都合がある場合にはお支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降の日に、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、カード使用者が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、カード使用者が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日にカード使用者に当該差額を返金するなどの方法により精算することをカード使用者は承諾するものとします。なお、当社はカード使用者が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社がカード使用者に返金すべき金額を差し引くことができます。</p>
<p>7. 第4項から第6項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することができます。</p>	<p>7. 第4項から第6項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準に当社が指定した料率（当社が別途公表します。）を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することができます。</p>

【新旧対照表】JCB 会員規約（法人債務・カード使用者立替用）の主な改定箇所

改定前	改定後
<p>第 28 条 明細</p> <p>1. 当社は、当社所定の方法（カード使用者が「MyJ チェック」に登録している場合は、電磁的記録の方法）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）をカード使用者に通知します。当社は、カード使用者が「MyJ チェック」に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）をカード使用者が届け出た E メールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合等、明細確定通知を省略することができます。当社は、法人会員が「JCB 法人カード WEB サービス」に登録している場合は、電磁的記録の方法により、法人会員に対しても、カード使用者のカード利用内容等に関する明細確定通知の送信および明細の情報の提供を行います。また、当社は法人会員による「JCB 法人カード WEB サービス」の登録の有無にかかわらず、必要に応じて、法人会員に対して、当社所定の方法により明細を交付する場合があります。</p>	<p>第 28 条 明細</p> <p>1. 当社は、<u>「MyJ チェック」の登録を行ったカード使用者に対し</u>、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を<u>電磁的記録の提供の方法によって</u>通知します。<u>当社は</u>、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）をカード使用者が届け出た E メールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合等、明細確定通知を省略することができます。当社は、法人会員が<u>「JCB 法人カードステーション」</u>または「JCB 法人カード WEB サービス」に登録している場合は、電磁的記録の方法により、法人会員に対しても、カード使用者のカード利用内容等に関する明細確定通知の送信および明細の情報の提供を行います。また、当社は法人会員による<u>「JCB 法人カードステーション」</u>または「JCB 法人カード WEB サービス」の登録の有無にかかわらず、必要に応じて、法人会員に対して、当社所定の方法により明細を交付する場合があります。</p>

【新旧対照表】JCB 会員規約（法人債務・カード使用者立替用）の主な改定箇所

改定前	改定後
	<p><u>2. 当社は、カード使用者が標準期間満了日の当月 19 日までに「MyJ チェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を書面化したもの）をいう。以下同じ。）をカード使用者の届出住所宛に送付します。また、当社はカード使用者が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書をカード使用者の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当社がカード使用者に明細書を送付した場合、明細書の送付数に応じて、法人会員は当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当社が定める額を標準期間の満了日の翌々月 10 日に（もっとも、当社所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。</u>  <u>なお、各カード使用者への明細書の送付にかかる明細手数料の支払いについては、第 2 条第 2 項に基づく法人会員から当該カード使用者に対する立替払いの委託の対象となります。ただし、当社が公表する事由に該当する場合には、法人会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は法人会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。</u></p>
	<p><u>3. 当社が会員に対して第 1 項に基づき明細確定通知を送信したとき、または前項に基づき明細を送付したときは、会員は速やかに明細の内容が、会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。</u></p>

【新旧対照表】JCB 会員規約（法人債務・カード使用者立替用）の主な改定箇所

改定前	改定後
2. 法人会員は、当社が貸金業法第 17 条第 1 項に基づき法人会員に交付する書面および貸金業法第 18 条第 1 項に基づき法人会員に交付する書面を、貸金業法第 17 条第 6 項および貸金業法第 18 条第 3 項に基づき、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細（電磁的方法によるものを含む。以下「代替書面等」という。）に代えることができることを承諾するものとします。なお、代替書面等に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。	④ 法人会員は、当社が貸金業法第 17 条第 1 項に基づき法人会員に交付する書面および貸金業法第 18 条第 1 項に基づき法人会員に交付する書面を、貸金業法第 17 条第 6 項および貸金業法第 18 条第 3 項に基づき、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細（電磁的方法によるものを含む。以下「代替書面等」という。）に代えることができる 것을 承諾하는 경우입니다. 특히, 대체 문서에 기재된 상환 기간, 상환 회수, 상환 기일 또는 상환 금액은 그 문서를 제출한 후 회원이 신규 이용 또는 상환을 한 경우에는 변동될 수 있습니다.
3. 当社が会員に対して前項に基づき明細確定通知を送信したとき、または明細を送付したときは、会員は速やかに明細の内容が、会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。	<削除>
	5. 当社は会員または会員であった者（以下、本項において「再発行希望者」という。）が明細書の再発行（当社が過去に第 1 項に基づき明細を通知し、または第 2 項等に基づき明細書を送付したものについて、同一の明細にかかる明細書を再度発行することをいう。）を希望し、当社がこれを認める場合には、当社所定の方法により、再発行希望者に対して明細書を送付します。当社が再発行希望者に再発行した明細書を送付する場合、再発行希望者は当社に対し、明細書の再発行および送付に係る手数料として当社が定める額を当社が定める時期までに支払うものとします。この場合、第 2 項ただし書は準用されません。また、本項の規定は会員が退会し、または会員資格を喪失した後も有効とします。

【新旧対照表】JCB 会員規約（法人債務・カード使用者立替用）の主な改定箇所

改定前	改定後
第32条の2（取引の制限等）	第32条の2（取引の制限等）
当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング1回払いおよび海外キャッシング1回払いを含むが、それらに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、法人会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。	当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング1回払いおよび海外キャッシング1回払いを含むが、それらに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する <u>（一部の加盟店においてのみカード利用できない場合を含む。）</u> 場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、法人会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。
	<u>(6) 第22条第11項に該当した場合</u>
第40条 会員規約およびその改定	第40条 会員規約およびその改定
本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないとい認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。	本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないとい認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。
2025年2月28日現在	<u>2026年3月31日現在</u>

【新旧対照表】JCB 会員規約（法人債務・カード使用者立替用）の主な改定箇所

改定前	改定後
<ご相談窓口>	<ご相談窓口>
3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関する各種お問い合わせ（ただし会員情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番 4 に従うものとします。）については下記 WEB サイトに記載の当社の個人情報に関する相談窓口にご連絡ください。	3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関する各種お問い合わせ（ただし会員情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番 4 に従うものとします。）については下記 WEB サイトに記載の当社の個人情報に関する相談窓口にご連絡ください。 <u>なお、当社および JCB では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。</u>
(GSH00555・20230331)	(GSH00555・ <u>20260331</u> )